

# 社会福祉法人ほほえみ会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほほえみ会 定款8条及び21条の規程に基づき、理事、監事及び評議員、選任解任委員、経理部長（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

(1) 理事長及び経理部長については、報酬及び退職金を支給する。

(2) 理事長及び経理部長でない理事、評議員及び監事、選任委員（以下、「非常勤役員」という。）については、業務に応じた報酬を支給する。

2. 理事長及び経理部長に対する退職金は、理事、経理部長として任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

## (理事長及び経理部長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長及び経理部長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 退職金については、別表第2に定める額

退職金は次の算式によって得られる額とする。

(退職金の算定方式)、退職金額＝退任時の報酬月額×在任年数×支給率

在任年数は、就任の月から起算し、退任又は死亡の月までとする。

在任年数において、1年未満は切り捨てるものとする。

(3) 前項における支給率は、次のとおりとする。

支給率： 3.0

(4) 理事長及び経理部長が職務のため出張したときは、経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算された旅費、もしくは用務上の必要や天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現実に沿った経路及び方法によって計算された旅費の実費相当額（交通費（鉄道賃、船賃、航空費、車賃とする。）、宿泊料）を別途支給する。

## (役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第3に定める額

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算された旅費、もしくは用務上の必要や天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現実に沿った経路及び方法によって計算された旅費の実費相当額（交通費（鉄道賃、船賃、航空費、車賃とする。）、宿泊費、食時代を別途支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長及び経理部長の報酬については、支給日は毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）の支払いとする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬等の支払いは、理事会・評議員会等に出席した当日に現金で支払いとする。
- (3) 非常勤役員等が、理事会・評議会またはその他の会議に出席時に、交通費として3千円を現金で支払いとする。
- (4) 退職金については、退職後2ヵ月以内に支給する。

※交通費及び諸費用については、その都度実費精算する。

(報酬等の計算)

第6条 新たに理事長及び経理部長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 理事長及び経理部長が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。
3. 月の中途における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(弔慰金)

第8条 役員等が死亡した時は、相続人に、次のとおり弔慰金を支給するほか、葬儀に対して生花及び弔電を備えることができる。

- (1) 理事長 100,000円
- (2) その他の役員等 50,000円

(親族等への香華料)

第9条 役員等の親族が死亡したときは、香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(公表)

第10条 社会福祉法人ほほえみ会は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行い、この規程の定めのない事項については、別途定める。

付則

この規程は平成29年4月1日より遡及して施行する。

上記の規程は令和1年7月1日より、一部改正の上施行する。

別表1-①（役員の報酬）

理事長・経理部長報酬月額は下記のとおりとし、報酬月額はのうちから理事会に於いて決定する。

役職名	報酬の額
理事長	月額 70万
経理部長	月額 30万

別表2 （下記役員の退職金算定式）

役職名	算定式
理事長	最終報酬月額×在任期間×支給率
経理部長	最終報酬月額×在任期間×支給率

※ 上記在任年数は、1カ年を単位とし、端数は月割りとする。

但し、1ヵ月未満端数は1ヵ月に切り上げるものとする。

別表3 （非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

業務内容	報酬の額
評議員会への出席	日額10,000円

(2) 理事

業務内容	報酬の額
理事会への出席	日額10,000円

(3) 監事

業務内容	報酬の額
理事会への出席	日額10,000円

(4) 選任解任委員

業務内容	報酬の額
選任解任委員会等への出席	日額10,000円

※交通費及び諸費用については、その都度精算する。